

2017年度予算:

2017年度から開始する事業に対して、3か年で合計60億円

初期投資費用の1/2以下を補助

日本国政府

JICAなど政府系金融機関が支援するプロジェクトと連携した資金支援を含む

MRVの実施によりGHG排出削減量を測定。クレジットの発行後は1/2以上を日本政府に納入

国際コンソーシアム(日本の民間団体を含む)



補助対象者

(日本の民間団体を含む)国際コンソーシアム

事業実施期間

最大3年間

補助対象

エネルギー起源CO2排出削減のための設備・機器を導入する事業(工事費、設備費、事務費等を含む)

補助対象要件

補助交付決定を受けた後に設備の設置工事に着手し、3年以内に完工すること。また、JCMプロジェクトとしての登録及びクレジットの発行を目指すこと

事業目的

公募要領1.

我が国は、優れた低炭素技術・インフラ及び製品の提供等を通じた開発途上国における温室効果ガスの排出の抑制等への貢献を定量的に評価し、我が国の削減目標の達成に活用するため二国間クレジット制度(JCM)を構築・実施している。

これらを踏まえ、環境省補助事業である「平成29年度から平成31年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業)」を実施する。なお、本補助事業には、国際協力機構(JICA)や他の政府系金融機関の出資・融資を受ける事業と連携する事業(以下「JICA等連携事業」という)を含む。

本補助事業は、JCMの活用を前提として、途上国において優れた技術等を活用して温室効果ガスの排出削減事業を行うとともに、JCMによるクレジットの獲得と我が国の削減目標達成への活用を目指すものである。

公募要領2. (1)

- 優れた技術等を活用した温室効果ガス(GHG)排出削減事業を実施。
- GHG排出削減効果の測定・報告・検証を実施。
- JCMを構築している国等において、当該排出削減量について以下のとおりJCMクレジットの発行を目指してください。

①プロジェクト登録

登録申請は、原則として補助事業の完了した日から1年以内
JCMのMRV方法論の自社開発或いは開発者への情報提供

②モニタリングの実施

設備が稼働してから日本の法定耐用年数(※1)満了まで、実際にGHG排出削減量を測定
設備が稼働した日からその年末までの期間及びその後の法定耐用年数満了までの期間、
毎年、GHG排出削減効果に関する事業報告書を環境省に提出

③クレジット発行申請

モニタリング実施結果を基に、クレジットの発行を申請
発行されたJCMクレジットの1/2以上を、日本国政府の口座に納入

④クレジット発行申請の対象となる排出削減量

設備が稼働してから法定耐用年数満了までのGHG排出削減量を対象に発行申請

⑤クレジット発行申請時期

初回の発行申請は、原則としてJCMプロジェクト登録から1年以内
それ以降は、複数年分をまとめて申請することは可能

- ※1 法定耐用年数とは日本国の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定める耐用年数をいう。
- ※2 上記①～⑤に係る経費は補助対象とはならないが①～⑤の実施に当たり必要となる方法論やプロジェクト設計書(PDD)の作成、モニタリングレポート作成、第三者機関(TPE)による妥当性確認・検証(初回クレジットの発行時)について、環境省が必要と認めた場合は、環境省の委託業務として実施することも可能。

【参考】

JCMの手続ごとの環境省支援事業

JCMの手続	各プロセスの実施者	H29年度の環境省による支援(案)	事業者における御対応
提案方法論の提出	プロジェクト参加者(事業者)	コンサルに委託して方法論を作成	関連データを御提供いただきます
提案された方法論の承認	合同委員会	両国政府が対応	合同委員会への出席は不要です
PDDの作成	プロジェクト参加者	コンサルに委託してPDD作成及びTPE対応	・関連データの御提供と現地視察に御対応いただきます ・ローカルステークホルダーコンサルテーション(LSC)の開催に御協力いただきます。
妥当性確認	第三者機関(TPEs)	TPEに委託して妥当性確認を実施	
登録	合同委員会	両国政府が対応	合同委員会への出席は不要です
モニタリング	プロジェクト参加者	コンサルに委託して初回のモニタリング報告書作成及びTPE対応	モニタリングを実施いただきます(事業活動の中でいずれにせよ収集するデータの範囲からモニタリング項目を設定する方針)
検証	第三者機関	TPEに委託して初回の検証を実施	モニタリングデータの御提供と現地視察に御対応いただきます
クレジット発行	合同委員会が発行量を決定 各国政府がクレジットを発行	両国政府が対応	合同委員会への出席は不要です

公募要領2. (2)

本事業の対象は、以下の①～④の要件を満たす事業を実施できる設備の整備とする。

- ① JCMに関する二国間文書に署名している又は署名が見込まれる途上国において、優れた技術等を活用したエネルギー起源CO₂排出削減を行うとともに、実現したGHG排出削減量をJCMに基づくクレジットとして獲得することで、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に資する事業であること。
- ② 事業の実施が事業実施国の持続可能な開発に寄与するものであること。
- ③ 事業の成果としてGHGの削減量を定量的に算定・検証できるものであること。
- ④ 本事業の補助により導入する設備等について、日本国からの他の補助金を受けていないこと。

6

採択優先国

公募要領2. (3)

平成29年4月7日現在、JCMを構築している以下の国における提案を優先して採択する。

モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム
ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、
サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ及びフィリピン

(その後、本事業の実施期間中に新たに構築された場合、それらの国も含める)

7

公募要領2. (4)

本事業について補助金の交付を申請し、交付の対象者となることができる者は、次の①～⑦の要件を全て満たす者とする。

① 次のいずれかに該当する日本法人であること

- (ア) 民間企業
- (イ) 独立法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- (ウ) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (エ) 法律により直接設立された法人
- (オ) その他環境大臣の承認を得てGECが適当と認める者

② 国際コンソーシアムの代表事業者であること

- 国際コンソーシアムとは、①の日本法人と外国法人等により構成され、事業を効率的に実施する組織をいう。
- 交付申請は、国際コンソーシアムの構成員が共同で行うものとし、日本法人を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。
- 代表事業者及び共同事業者は、GECが承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更できない。

③ 補助事業を的確に遂行するに足る実績・能力・実施体制が構築されており、技術的能力を有すること。

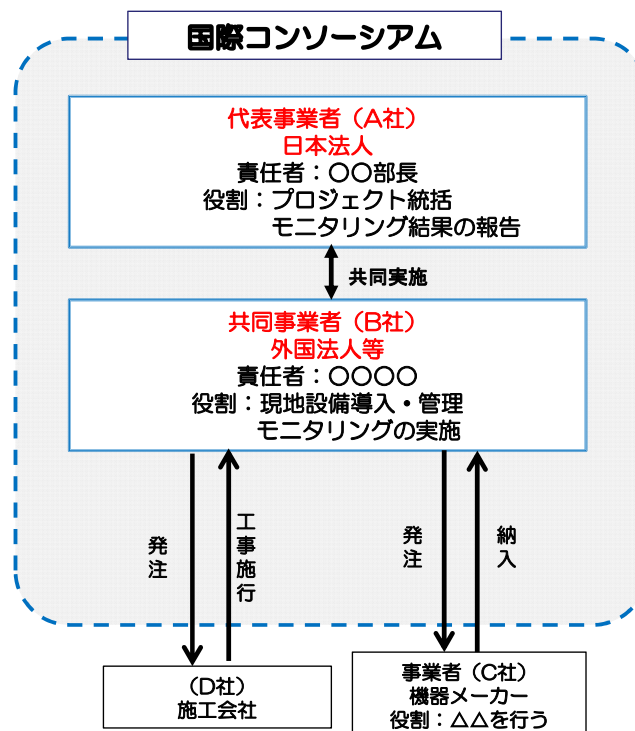
④ 補助事業を的確に遂行するのに必要な経理的基礎・経営健全性を有すること。

⑤ 補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。

⑥ 明確な根拠に基づき事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等を示せるものであること。

⑦ 「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。

【参考】国際コンソーシアムの例



公募要領2. (5)

①国際コンソーシアムの代表事業者である日本法人の責務

- (ア) 本補助事業の応募の際、申請者となること。
- (イ) 円滑な事業実行と目標達成のために、その事業の推進にかかわる取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行い、補助事業に係る経理、確定検査、その他の事務について一元的窓口となること。
- (ウ) 優れた低炭素技術の導入を行うこと。
- (エ) 代表事業者の責により設備の購入・設置・試運転を行うとともに、補助事業完了後においては、法定耐用年数の期間、取得財産等が補助事業の目的に反して使用されないよう管理すること。
- (オ) 共同事業者における交付規程違反等に係る返還義務に関する全てのこと。

10

公募要領2. (5)

②国際コンソーシアムを構成する事業者の責務

- (ア) 当該事業に適用可能なJCM方法論開発を行う者に、当該方法論開発に必要な情報提供等の協力をする事。
- (イ) 当該事業のTPEによる妥当性確認及び対象工場・事業場におけるGHG排出削減量の検証を受けるに当たり、それを円滑に行うため、TPEに対する必要な資料及び情報の提供等の協力をする事。
- (ウ) 補助事業により導入する設備・機器は優れた低炭素技術を有するものを選定し、導入した設備・機器を活用することにより、対象工場・事業場からのGHG排出削減対策を実施し、GHG排出量を算出するために必要なモニタリングを実施すること。
- (エ) モニタリング結果に基づき、導入設備によるGHG 排出削減効果を算出し、当該設備の法定耐用年数の間において毎年、GECあるいは環境省に報告すること。
- (オ) JCMを構築している国及び採択後に構築がなされた国においては、JCM合同委員会へのプロジェクト登録等の必要な措置をとること。
- (カ) JCM合同委員会に対し、当該プロジェクトによるクレジットの発行申請を行い、発行されたJCMクレジットのうち2分の1以上を、日本国政府の口座に納入すること。
- (キ) 補助事業の完了後においても、法定耐用年数の期間、善良な管理者の注意をもって管理を行い、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
- (ク) 国際コンソーシアムを構成する事業者を変更する場合は、GECに変更報告を実施した上、上記(ア)～(キ)の措置を継続実施すること。

11

公募要領2. (6)

補助対象設備(エネルギー起源CO2を含むGHG排出削減に直接寄与する設備)の整備に係る以下の経費が対象であり、

当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。

各費目の内容は、別表1に定める。

- ①本工事費
- ②付帯工事費
- ③機械器具費
- ④測量及試験費
- ⑤設備費(モニタリング機器含む)
- ⑥事務費
- ⑦その他必要な経費でGECが承認した経費

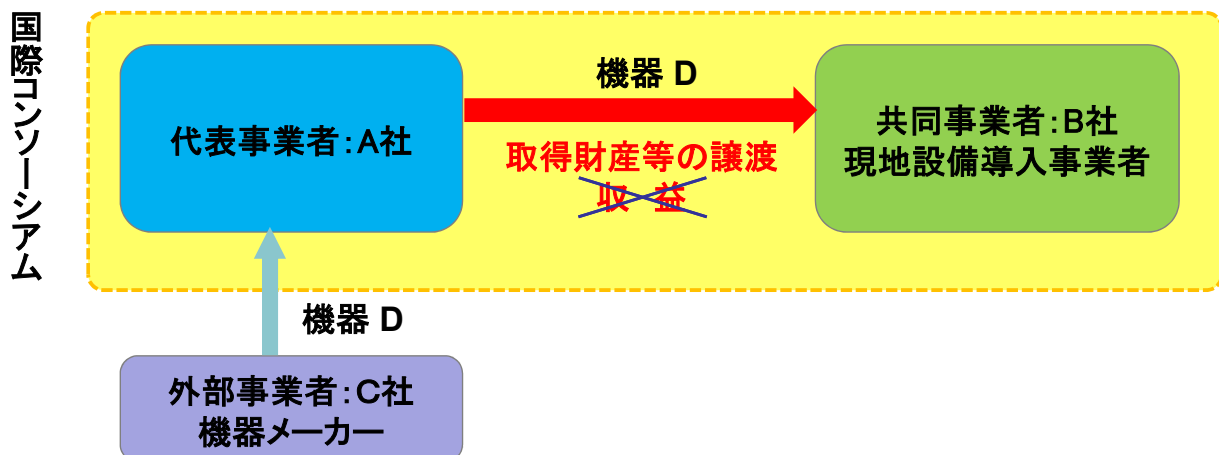
※補助事業者を含む国際コンソーシアム構成員自身が自社製品等の調達等を行う場合は、
原価(当該調達品の製造原価など)をもって補助対象経費に計上すること。

【参考】

国際コンソーシアム内における取引について

国際コンソーシアムを構成する事業者が、同コンソーシアム内共同事業者への補助事業による取得財産等の譲渡によって収益を上げてはならない。

※詳細は、交付規程第8条第14号を参照



公募要領2. (6)

以下の費用は、補助対象外となるものの事例である。

- ①既存設備の撤去費（撤去費に係る諸経費も含む）
- ②導入設備の保守に要する機器及び消耗品
- ③土木工事費、建屋等の建設費（エネルギー起源CO2排出削減に直接寄与する構造物を除く）
- ④既存設備の更新によって機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る費用
- ⑤少量排出源になるような機器
- ⑥エネルギー起源CO2排出削減に寄与しない周辺機器（モニタリング機器除く）及び設備
- ⑦予備品
- ⑧本補助事業に係る報告書等の作成に要する費用
- ⑨為替予約手数料、銀行振込手数料

補助金の交付額

公募要領2. (7)

- 補助対象経費の総額に、補助率を乗じた金額を上限とする。
- なお、実際に交付する補助金額は、（事業完了後に）GECが発行する交付額確定通知書によって確定される。

補助事業の実施期間

公募要領2. (9)

- 交付決定日以降に補助事業を開始し、最長で平成32年1月31日(金)までに事業を完了させること。

公募要領2.(8)

- ▶ 補助事業を実施する国において、過去に採択されたJCMに係る補助事業のうち類似技術を活用している件数(原則応募時点)に応じて、下記のとおり補助率を設定する。

事業を実施する国における「類似技術」のこれまでの採択案件数	0件 (初の導入事例)	1件以上 3件以下	4件以上
補助率の上限	50%	40%	30%

- ▶ 詳細は別添2「類似技術の分類 各パートナー国における採択実績」を参照のこと。

類似技術の分類

各パートナー国における採択実績

同一の設備補助事業に複数技術を導入する場合はそれぞれ件数をカウントしています。

別添2 類似技術の分類 各パートナー国における採択実績件数 (Categorization by applied technology type, Number of JCM model project by each country)

7 April 2017

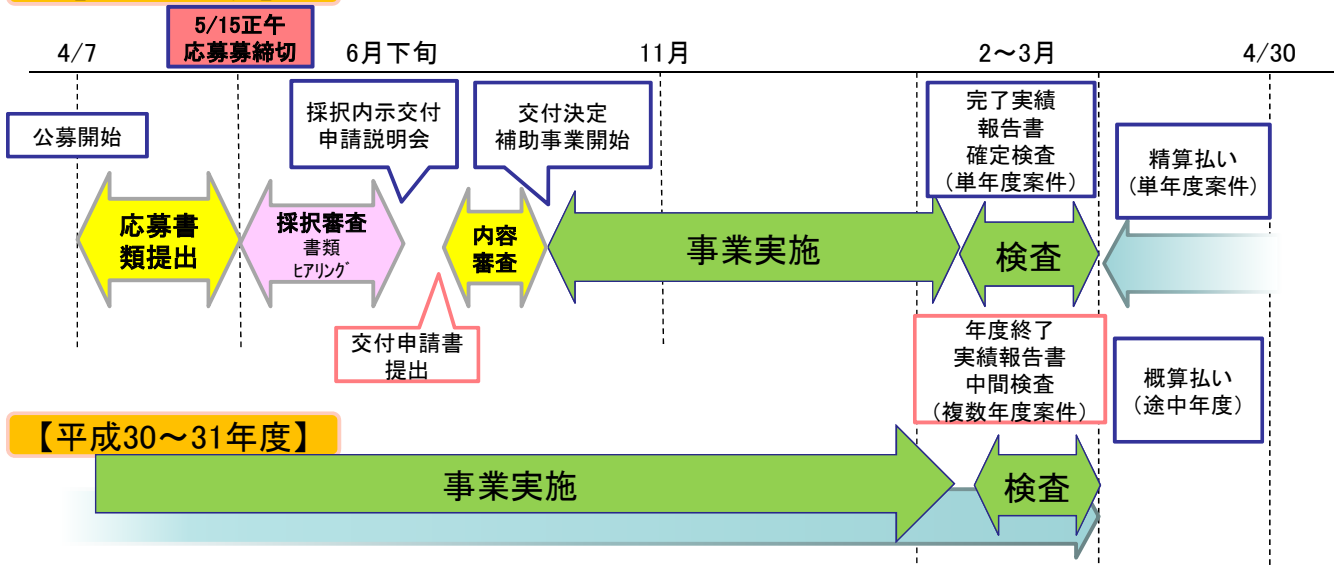
同一の設備補助事業に複数技術を導入する場合はそれぞれ件数をカウントしています。(If one JCM model project applies several technologies, the numbers are counted for each technology)

補助率 (Percentage of Financial Support): White 0 project = Up to 50% Yellow 1-3 project(s) = Up to 40% Orange more than 4 projects = Up to 30%

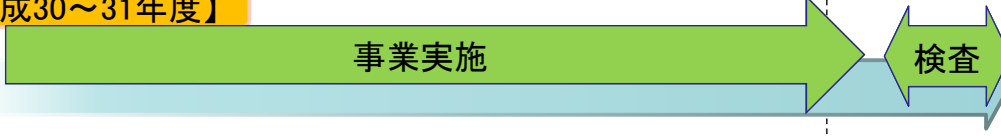
分野 (Sector)	技術 (Technology)	JCM方法論 JCM Methodology	国														合計 (Total)					
			インドネシア ID	フィリピン PH	タイ TH	ミャンマー MM	カンボジア KH	ラオス LA	ベトナム VN	カンボジア KH	インドネシア ID	フィリピン PH	タイ TH	ミャンマー MM	カンボジア KH	ラオス LA		ベトナム VN				
1. 製造業 (Energy Industries)	ボイラ	HR_AM003	1																	7		
	再生燃焼炉	BD_AM009																		1		
	ガス燃焼炉	BD_AM005																		1		
	空調機 (エアコン)	BD_AM004																		4		
	冷凍機 (空調用)	BD_AM001																		12		
	冷凍機 (冷蔵用)	BD_AM002																		6		
	吸収式冷凍機 (廃熱利用)	BD_AM003																		2		
	回転誘起型冷凍空調システム	BD_AM004																		1		
	空調制御システム	BD_AM005																		2		
	ヒートポンプ	BD_AM006																		3		
	冷凍・冷蔵ショーケース	BD_AM007																		2		
	コンプレッサー	BD_AM008																		1		
	織機	BD_AM009																		4		
	特別-100%紙製容器製造	BD_AM010																		1		
	電池製造設備	BD_AM011																		1		
	電池製造設備	BD_AM012																		2		
	変圧機	VN_AM005																		3		
	LED照明	BD_AM006																		3		
	LED照明 (調光システム併用)	KH_AM001																		2		
	ポンプ	BD_AM007																		1		
ポンプ駆動用インバーター	BD_AM008																		1			
給水システム	BD_AM009																		1			
排熱回収システム	BD_AM010																		1			
排熱回収システム	BD_AM011																		1			
真空蒸気凝縮機	BD_AM012																		1			
2. エネルギー産業 (Energy Industries)	太陽光発電	PH_AM003	3	2	1	1	1	1	2	1	3	3	1	1	5	5	1	1	24			
	太陽光発電+蓄電池	PH_AM004																	1			
	小水力発電	KH_AM005																	2			
3. 廃棄物 (Waste Handling and Disposal)	熱回収発電	BD_AM001																	2			
	バイオマス発電	BD_AM002																	1			
	ガスコジェネレーション	BD_AM003																	3			
4. 交通 (Transportation)	バイオマスコジェネレーション	BD_AM004																	1			
	廃棄物発電	BD_AM005																	1			
5. その他	メタン回収発電	BD_AM006																	1			
	デジタルタコグラフ	VN_AM001																	1			
合計 (Total)	技術の件数 (Number of technology) : 50件		4	6	1	2	1	1	14	0	24	3	3	6	2	1	1	7	26	0	1	102

公募要領2. (10)

【平成29年度】



【平成30~31年度】



- 採択内示後90日以内にGECが交付決定できるよう、交付申請書を提出ください
- 各年度末に概算払、最終年度に精算払を請求ください

補助事業者の選定方法

公募要領3. (1)

応募者より提出された書類等をもとに、別添3「採択審査基準」に基づき、GECによる審査を行い、環境省と協議の上、JCMの地理的、技術的な配分等を踏まえ補助事業者を選定し、予算の範囲内において採択案件を決定(採択内示)する。

審査方法

公募要領3. (2)

- ① 審査基準の「A. 基礎審査」項目に基づき、提案書の書面審査を行う。
- ② この基礎審査に合格した応募者に対して、審査基準の「B. 評価審査」項目に基づき、ヒアリング審査を実施する。
ヒアリング審査は、応募締切り後4週間以内を目途に実施する予定。
- ③ JICA等連携事業については、ヒアリング審査実施後2週間以内を目途に採択審査委員会における審査も実施する。

審査項目①

公募要領3. (3)

<基礎審査項目> (抜粋)

- ①申請者が補助事業者の要件を満たしているか
- ②二国間クレジット制度を通じて、確実なエネルギー起源二酸化炭素及びそれを含むGHG全体の削減効果が期待できるか
- ③補助事業で採用する技術は事業を実施する国では十分に普及していないが、国際的には実用化されており、パートナー国に導入できるものであるか
- ④補助事業で採用する技術の優位性を客観的に示すことができるか
- ⑤補助事業がパートナー国の持続可能な開発に寄与するか
【追加】JCMパートナー国(事業を実施する国以外の国を含む)において採択された方法論の適格性要件に沿っているか。
- ⑥補助事業に要する経費の算定が適切に行われているか
- ⑦JICAや他の政府系金融機関の出資・融資を受ける事業と連携して行う地球温暖化対策に貢献する事業か
【JICAや他の政府系金融機関の出資・融資を受ける事業と連携する事業のみ】
- ⑧本事業の補助により導入する設備等について、日本国からの他の補助金を受けていないか

20

審査項目②

公募要領3. (3)

<評価審査項目 抜粋>

(A)プロジェクト遂行体制の確実性(以下の項目について総合的な評価を行う)
(40点)

- ①代表・共同事業者の経営健全性及び事業遂行能力(10点)
- ②事業計画(事業スケジュール、導入サイトの決定、事業権及び許認可の取得見込み、売電する場合は売電契約の締結見込みを含む)及び資金計画(資金を負担する者ごとの負担額が明確に定められているか、資金の調達方法に確実性があるかを含む)の妥当性(10点)
- ③経済性・収支予測・投資回収年数などの事業性
(投資回収年数は補助金ありで3年以上であることを目安とする)(10点)
- ④事業実施体制の構築状況(国際コンソーシアムを構成する各メンバーの資金負担や役割分担についての意思決定状況を含む)(10点)
 - 投資回収年数は、以下のいずれかの方法で算出すること
 - ① (総事業費－補助金額)÷年間の運転費用削減額
 - ② (総事業費－補助金額)÷(年間収入－年間運転費用)
 - 投資回収年数の目安は、その計算方法に依存することや計画段階の想定が実現するとは限らないため、絶対的なものではない

21

審査項目③

公募要領3. (3)

<評価審査項目> (抜粋)

(B) エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量、エネルギー起源二酸化炭素及びそれを
含むGHG全体の排出削減に係る費用対効果

(排出量を1トン削減するために必要な補助金額の費用対効果を評価。GHG排出削減に係る
補助金額の費用対効果は、原則として4千円/tCO₂以下であることを目安とする) (40点)

① エネルギー起源二酸化炭素排出削減量 (15点)

排出削減総量[tCO₂] = エネルギー起源二酸化炭素の年間排出削減量 [tCO₂/年] ×
日本の法定耐用年数 [年]

② エネルギー起源二酸化炭素排出削減に係る補助金額の費用対効果 (5点)

CO₂削減コスト [円/tCO₂] = 補助金額[円] ÷ (エネルギー起源二酸化炭素の年間排出
削減量 [tCO₂/年] × 耐用年数 [年])

③ GHG排出削減に係る補助金額の費用対効果 (20点)

GHG削減コスト [円/tCO₂換算] = 補助金額[円] ÷ (GHGの年間排出削減量 [tCO₂
換算/年] × 耐用年数 [年])

- GHG削減量は、その計算方法に依存することや、必ずしも計画段階の想定削減量
が実現するとは限らないため、費用対効果の目安は絶対的なものではない
- 削減量の計算方法については、変更を依頼する場合がある。

審査項目④

公募要領3. (3)

<評価審査項目> (抜粋)

(C) 導入技術のパートナー国での普及を図る実力、戦略性 (10点)

(導入技術のパートナー国での市場性・波及効果、民間事業での当該技術の普及可能性、
パートナー国における政策との合致度、設備の維持管理等に係る技術・現地のサポート体
制を評価)

(D) 方法論の考え方と完成見込度 (10点)

(適格性要件、リファレンス排出量の設定、プロジェクト排出量の算定、
モニタリング実施方法と体制の適切さを評価)

審査結果の通知等

公募要領3. (4)

- 採択の場合は内示通知を応募者に送付し、採択事業について、環境省及びGECの
ウェブサイトにおいて、国名、事業名、事業者名、想定排出削減量等を公表予定。
- 不採択の場合は、応募者にその旨連絡する。但し審査内容や不採択の理由等に
ついての問合せには応じられない。

公募要領5. (1)～(5)

(1) 応募方法:

応募に必要な書類と電子媒体を、GECに持参又は郵送(配達記録が残るもの)のこと。

ファックス及び電子メール(インターネット)での提出は不可。

(2) 公募期間: 提出期限

平成29年4月7日(金)～平成29年5月15日(月)12時必着

(3) 提出部数(※提出書類については、この後作成ポイントで説明)

必要書類一式 正本(紙)1部・副本(紙)7部

(JICA等連携事業に係る応募については、正本1部・副本13部)

上記書類のデータを保存したCD-R 1部

(4) 提出先(本件窓口)

〒113-0033 東京都文京区本郷3丁目19番4号 本郷大関ビル4階
公益財団法人 地球環境センター

東京事務所 事業グループ 担当: 齊藤、反後(タコ)、高橋

E-mail: jcm-sbsd@gec.jp

受付時間: 10時～12時、13時～17時(土曜、日曜、祝日を除く)

但し、最終日5月15日(月)は持参・郵送とも正午必着

公募案内② 公募要領5. (7)

(5) 応募に関する質問の受付及び回答

➤ 受付方法

電子メールにて、本件窓口へ送信下さい。

E-mail: jcm-sbsd@gec.jp

電子メールの件名は、

「質問:平成29年度設備補助事業」として下さい。

※原則、電話での個別の質問には応じられません。

➤ 受付期間:

平成29年4月19日(水)17時まで

➤ 質問に対する回答:

受付期間終了から1週間程度で、GECウェブサイトに掲載予定。

ご清聴 ありがとうございました！

<本件窓口>

公益財団法人 地球環境センター

東京事務所 事業グループ

担当: 齊藤・反後(タコ)、高橋

TEL: 03-6801-8860/8773

E-mail : jcm-sbsd@gec.jp

